

テスト大会、昭和6年オリンピック予選をかねたフィギュアスケティング全日本選手権大会などあった。

資料 宮城県史第18巻

第二高等学校史（第二高等学校史編纂委員会編）

## 66. 仙 台 み ち

問 最近朝日新聞社から発行された、元年寄佐渡ヶ嶽の聞書「チャンコ修業ーある親方の話ー」に「仙台みち」ということが出てきますが、仙台ではそのような特殊な道のりを使ったのですか。

答 おたずねの個所には、次の通り書いてあります。『一里は三十六町なのだが、巡業先で面くらったのは四国と仙台だった。四国の巡業でハネダチ、二里近く歩いたのに一里だよといわれた。わしは初めてだったんだが、兄弟子たちはニヤニヤ笑いながら、さァもう少しだという。ウンだと思ったが一里という標識みたいなものが出ているんだ。ところがそれから一里歩かないうちに目的地に着いてしまった。三里半の予定だったんだから呆れたが、あとになってこの一里は五十町で、土地では巡礼みちというんだと聞いた。わしらよりも歩く巡礼さんは、五十町を一里として、限りなく道を歩くだろう。……この巡礼みちと逆なのが仙台みちだ。「今日の道中は十八里」とおどかされたことがある。それが三里だったんだ。つまり六町一里なんだ。わしらが知ったのは大正初期で、昔から六町一里と聞かされたんだから、古い時代からの言伝えなんだろう。それでわしらの仲間では「仙台みちをいうな」とか「こいつ仙台みちいいやがる」などと、いいかげんというような意味に使ったもんだ。だから相撲取だけの六町一里じゃないんだが、いまの仙台の人は知らないらしい。伊達藩時代からの町の名も消えていくだろうが、わしらにはなつかしい思い出だ』。

以上の文面からしますと、「仙台みち」と呼ばれる特殊な道のりが、仙台〔昔仙台領といわれた広い範囲の仙台〕全体で使われていたかのように取れますが決してそうではないということに注意を要します。ただし仙台領では、三十六町一里を大道、六町一里を小道といい、仙台以南の道のりには大道を、仙台以北の道のりには古来からの小道をそのまま用いるという使い分けをしてきたので、小道の方を「仙台みち」と他称されることがあるのです。幕末の地理学者古川古松軒が「東遊雑記」<sup>(1)</sup>に、このことを次のように記しています。『仙台北下より北の方は、今に夷の風俗ありて万事異なること多く、行程も五町一里、六町一里、七町一里など、所どころにて替りたるに、仙台北下より南は、行程も三十六町を以て一里とし、諸事の風儀上方に似て、賤しき馬士などもさかしく見えことなり』。奥道中〔仙台以北の街道〕で小道を用いていたことは、「をのゝえ草稿」（松窓乙二、

文化6年〔1809〕刊)などにも『荒谷〔あらや〕より沢辺といふまでは小みち四十里はかりのよし立〔たて〕るかゝしの弓と矢もこゝろはそく見ゆるところ也 いとせめて艸花〔くさばな〕多し道くたり』とあることで知られます。

大道・小道について二、三の資料に当たりますと、「仙台方言考」(真山青果)『大道・六町一里の小道に対して、三十六町一里を大道何里といふ。越(こし)の風車にも「古志郡妙見村といふ村あり、長岡城下より三里の大道なり」と見ゆ。越後にてもしか称するなるべし』。

「伊達騒動実録」(大槻文彦)『仙台領ノ仙台北ニテハ古制ヲ存シテ、里程ハ六町一里トシタリ、之ヲ小道ト云ヒ、三十六町一里ナルヲ大道ト云ヒキ』。

「言海」(大槻文彦)『大道、小道ニ対シテ、三十六町一里ノ称』。『小道、六町ヲ一里トスル称』。『里、道程(ミチノリ)ノ名、古ヘハ、三百歩(凡ソ今ノ六町)後世ハ、三十六町トス。其半ヲ半道(ハンミチ)トイフ。今モ、奥州ニテハ、古ノ六町ナルヲ小道トイヒ、三十六町ナルヲ大道トイフ。中世ニ、又、四十町、四十八町、五十町、六十町、七十二町ナルモアリキ』。とあります。

里の単位は、わが国が中国からそのまま取り入れたもので、大宝令〔たいほうりょう〕にこのことが規定してあります。従って正式には六町一里とする建前でした。例えば「多賀城碑」に刻まれている里程も、これによっています。「三国通覧図説」(林子平、天明5〔1785〕刊)に『……去蝦夷国界一百二十里ト刻メリ、此時代ハ小道ニテ今ノ六町ヲ以テ一里トシタルコトナレバ此碑ニ記シタル一百二十里ハ乃チ今ノ道法ニテ只二十里ナリ』と、「仙台間語」(林笠翁〔子平の父〕、「仙台叢書」別集第1巻の内)にも同様の記事があります。「やくたい草」(伊達慶邦、「仙台叢書」続刊1の内)にも『多賀城碑の去京一千五百里とあるは、〔古制〕小道もていへるなるべし、仙台領にては六丁を一里といひて、これを小道とし、三十六丁の一里を大道といふ、田夫野人の一里といふは多分六町一里なり、所によりては五十丁一里もあり。』とあります。「万里長城」は勿論、「七里が浜」「九十九里浜」「佐渡は四十九里……」などの称も小道によったものです。かつて、徒歩以外に交通手段の乏しかった時代の道程〔距離感〕というものは、道路事情の良否その他歩行の難易を左右する条件によって、きわめて感覚的なものだったようです。また、必ずしも厳密な実測によって割出す程でもない、或る程度便宜的な大まかなものでした。そのため、上記「言海」にあるような任意で不統一な里程がとりどりに発生して、地方によりまちまちのものが行われるようになりました。そこで、古来の6町1里の制及び分国まちまちの里を廃して、36町1里に統一を図ったのが、全国政権をみざす織田信長でした。秀吉がその方針を引つぎ、徳川時代にそれが確立した形をとるが必ずしも徹底せず、明治2年に至り太政官が36町を1里と法定しました。しかし、永年にわたって大衆の生活・習慣に密着してきた旧習が一扫された訳でなく、旧来の道のり区切り方が地方によっては残存しているのです。いわゆる「仙台みち」も、そして「巡礼みち」も、そのようなものなのです。

注(1) ふるかわけしょうけん。江戸後期の地理学者。蘭医。名は辰。別号子曜。備中の人。諸国

を踏査して、交通・風俗・物産・史跡を研究。幕命により「武蔵五郡の図」及び「四神地名録」を作成、また「西遊雑記」「東遊雑記」「東垂地図」を著す。文化4年〔1807〕歿、82才。「東遊雑記」は幕府巡見使に随行して東北地方を実査して成った書、天明8年〔1788〕成立、平凡社版「東洋文庫」に収めてある。

注(2) 「奥道中歌」の一節に『国分の町よりこゝえ七北田よ 富谷茶のんであじは吉岡 さむいとて焚れぬものは三本木 雪の古川荒谷つめたや おもひきり日は高清水宿とりの 杖築館て道いそぐとは あれ宮野沢辺の螢草むらに なく鈴虫のこえは金成……』

注(3) 「孔子家語」〔こうしけご。10巻、著者不明。魏王肅註〕『周制三百歩為里』

注(4) 大宝律令の令の部。雑令に『凡度地五尺為歩三百歩為里』とある。大宝律令とは、文武天皇の大宝元年〔701〕に、忍壁〔おさかべ〕親王・藤原不比等らによって編纂された律6巻と令11巻である。律は刑法、令は行政法・訴訟法・民法を規定したもので、両者相並んで律令国家といわれる中央集権国家の根本法典をなした。中国法の模倣法であった。僅かの逸文のほかは失われて、今は大宝律令として伝えられているものは、元正天皇の養老2年〔718〕に大宝律令を修正増補した「養老律令」によるものである。

資料 仙台方言考（真山青果）

伊達騒動実録（大槻文彦）

言海（大槻文彦）

## 67. 「松窓乙二」はどう読むか

問 松窓乙二に「まつそうおつじ」と仮名を振ってあるのを見たが、正しくは何と読むのか。

答 松窓乙二は、文化文政時代に於ける東奥俳壇の第一人者と目〔もく〕される白石の俳人で、松窓は庵号です。「宮城県史」第14巻に『千住院のあとは今医院になっているが、そこには一本の大赤松が遺っている。乙二が七、八才の頃の天明<sup>××××</sup>7年〔宝暦12年頃の誤。天明7年〔1787〕は父麦羅の歿年、乙二は宝暦6年〔1756〕生れであるからこの年32才の筈〕に「先人手づから庭裡に数株をうつし植え」た中の一株であって、すでに百七十年以上の樹齢を保っているのであるが、松窓という庵号も、先人遺愛の老松にちなんだものであった。』とあり、松窓は「しょうそう」と音読すべきであって「まつそう」などと湯桶読〔ゆとうよみ〕にするのは間違っています。

乙二とは、甲一〔甲も一も第一位〕を思いもよらぬこととしたこの人の謙虚さから出た俳号です。「追善句集 九日」に『祖翁〔芭蕉〕を上首として修業することなり。……乙二を上手とおもって修業しては、乙二が上に立つ事かたし……』とあります。その読み方については、次のように記されたものがあります。「松窓乙二」（小倉巖、乙二碑建立委員会昭和33刊）に「俳名は乙二と書いて「おつじ」と読む。おそらく甲一に対して謙遜した意であろう」。「宮城県史」第14巻に『乙二